

〔 案 〕

事務連絡
平成〇〇年〇月〇日

各都道府県介護保険担当部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

介護保険条例参考例について

各市町村における介護保険条例の策定の参考に供するため、別添のとおり介護保険条例参考例を改正したのでご活用願いたい。

なお、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 82 号）附則第 14 条に基づき、市町村において地域支援事業の実施の猶予に係る条例を制定する場合にあっては、以下を踏まえて、当該事業を猶予する日を定めるとともに、事業の効果的かつ効率的な実施のために必要な措置を講じられたい。

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）への移行に当たっては、市町村が、これまでの取組成果も踏まえて、できる限り早期から新しい総合事業に早期から積極的に取り組んでいただくことが、制度改正の趣旨にかなうものである。

一方、指針（ガイドライン）などにより提示される総合事業の詳細も踏まえ、多様な主体による多様なサービスの充実などの受け皿の整備や地域の特性を活かした取組等のため、一定の時間をかけて準備し、総合事業を開始していただくことも選択肢である。

なお、総合事業の実施を猶予する場合にあっても、生活支援コーディネーターの配置等を通じて、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当である（参考資料 1 参照）。

- ・ また、生活支援体制整備事業については、総合事業の推進の観点から地域の資源開発や多様な主体のネットワーク化等を図るため、先行して取り組むことが重要であることから、例えば平成 27 年 4 月から実施するなど、できる限り早期の実施が望ましい。なお、市町村において、日常生活圏域における協議体又はその立ち上げのための準備委員会等を設置し、生活支援のニーズの把握やサービスの開発に資する検討を行っている場合には、生活支援体制整備事業を実施しているものとして差し支えないものである。

※ お示ししている事務連絡（案）については地域支援事業の実施の猶予に係る内容のみを整理。今後さらに保険料関係の内容を介護保険条例参考例に盛り込むなどした上で、正式な事務連絡として発出予定。